主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人牟田真の上告趣意は、憲法違反をいうが記録に徴するも、所論の如き不法 逮捕並びに不法抑留の事実は認められないから、違憲の主張はその前提を欠き採用 できない。(なお、所論の各供述調書については、第一審公判廷において、被告人 及び弁護人は証拠とすることに同意している)。また記録を調べても刑訴四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年三月一五日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官